

令和 7 年 11 月 21 日

川崎市議会における当会に関する質問等につきまして

社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
会 長 今 富 子

令和 7 年第 3 回川崎市議会定例会（令和 7 年 9 月 10 日の代表質問 及び 10 月 3 日の決算審査特別委員会 総括質疑）における、当会に関するご質問やご意見・ご要望につきまして、ここに改めてご説明申し上げます。

1 外貨建債券(社債)の購入について

当会が外貨建債券を購入したことに関し、代表質問において、「事前の手続きを経ず、定款改正前に外貨建社債の購入を一部の役員のみで進めた」との指摘がありました。

社会福祉法人が債券を購入することは法律違反ではありません。また、当会の規程に基づく手順を経て、購入いたしました。しかしながら、当会は定款において「資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。」としており、社会福祉法人審査基準において外貨建債券は「確実な有価証券」に該当しないものであったため、購入前に定款変更の手続きを行うことが適切でありました。

したがって、この点につきましては、今後十分気を付けてまいります。

なお、購入した債券は、三菱UFJフィナンシャル・グループと三井住友フィナンシャルグループの社債です。

2 当会資産における 評価損 及び ハイリスクな金融商品 について

当会の資産に関し、総括質疑において、「なぜ評価損が生じているのか、なぜ満期保有目的で保有してきた債券を途中で売却しているのか、どのようなハイリスクな金融商品を保有しているのか、実態は明らかになっておりません」との意見がありました。

当会は、有価証券を償還日まで保有することを原則としていますが、「金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い有価証券に切り換えるため」に、令和 6 年度に、一部の債券について償還日前に売却を行いました。このことに伴い、「満期保有目的の債券に分類されていた残り全ての債券について、満期保有目的以外の有価証券の扱いとしなければならない」という日本公認会計士協会の規定、及び、「満期保有目的以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、会計年度の末日における時価を決算書の額としなければならない」という社会福祉法人会計基準に基づく会計処理を行っているものです。これらの債券については、満期まで保有することで元本が保証されるため、評価損はあくまでも購入額（簿価）とこの時点の評価額の差額であり、実際の損が生じたものではありません。

また、当会は、外貨建社債以外に外貨建投資有価証券を保有しています。これは外貨建債券の運用利息を外貨で保有しているものであり、令和 6 年度末において日本円に換算した金額が 125 万 2,746 円であり、ハイリスクな金融商品ではありません。

3 新事業の立ち上げ検討について

当会が、新事業として高齢者支援に資するサービスの立ち上げに向けて市民向けアプリの開発・検討を行っていることに関し、代表質問及び総括質疑において、「約6千万円に上る委託契約では、誰の判断で実行したのか不透明な随意契約であった」との指摘がありました。

新事業の立ち上げに向けた市民向けアプリの開発・検討を進めるに当たっては、事業者の選定及び6千万円の予算を含めて、理事会及び評議員会の承認を得ているとともに、当会の規定に基づく手続きを経ておりますが、理事及び評議員の一層のご理解をいただけるよう、適宜、進捗状況の報告に努めてまいります。

なお、当該開発・検討中の新事業は、少子高齢化が進展する中、直近の川崎市地域福祉実態調査において高齢者や地域の繋がり希薄さを課題視する割合が高いことや、単身・夫婦のみの高齢世帯の増加が予測されることを踏まえ、AI技術を活用することで、高齢者に様々な出会いを提供し、自分自身の生き方を自由にデザインできたり、フレイル予防、活力ある生活や生活上の安心を提供することを目指すサービスで、当該アプリ nanafuku(ななふく)(仮称)はその実現の手段として開発・検討を進めているものです。当会の今後の自立運営の可能性を高め、将来に渡り地域福祉を推進する活動を継続することを目指しています。

4 エポックなかはらリニューアル記念公演 ～能登半島地震チャリティ公演～ における寄付について

当会が開催した上記公演に関し、代表質問において、「能登半島地震チャリティ公演と銘打っているにもかかわらず、チケットに寄付金が含まれているのか曖昧で、最終的な寄付金額の有無も確認していなかった」との指摘がありました。

この点については、当会において、上記公演による寄付があったことを確認いたしました。また、当初予算の範囲内での支出をしたところです。

5 業務の執行について

当会の業務執行に関し、代表質問において、「一連の事業執行に当たり、理事会や評議員会へ事後報告になっていること等は、同法人の事務執行が不適切であるとともに、法人内のコンプライアンス意識が全く機能していない証左」、「同法人の不適切な事務執行や理事会・評議員会を形骸化している実態が明らか」との指摘がありました。

今回の外貨建債券の購入については、当会の定款変更において不適切な点はありませんでしたが、適切な定款への変更に着手しております。これまで、当会においては法令を遵守して業務の執行に努めてきたところではありますが、引き続き、理事会及び評議員会への説明責任を果たすとともに、不十分な点があった場合には、随時、是正をしてまいります。

当会は、今後も法令を遵守し、市民の皆様からより一層の信頼を得られるよう、適正な事務執行に努めてまいります。